

〔行政指導〕

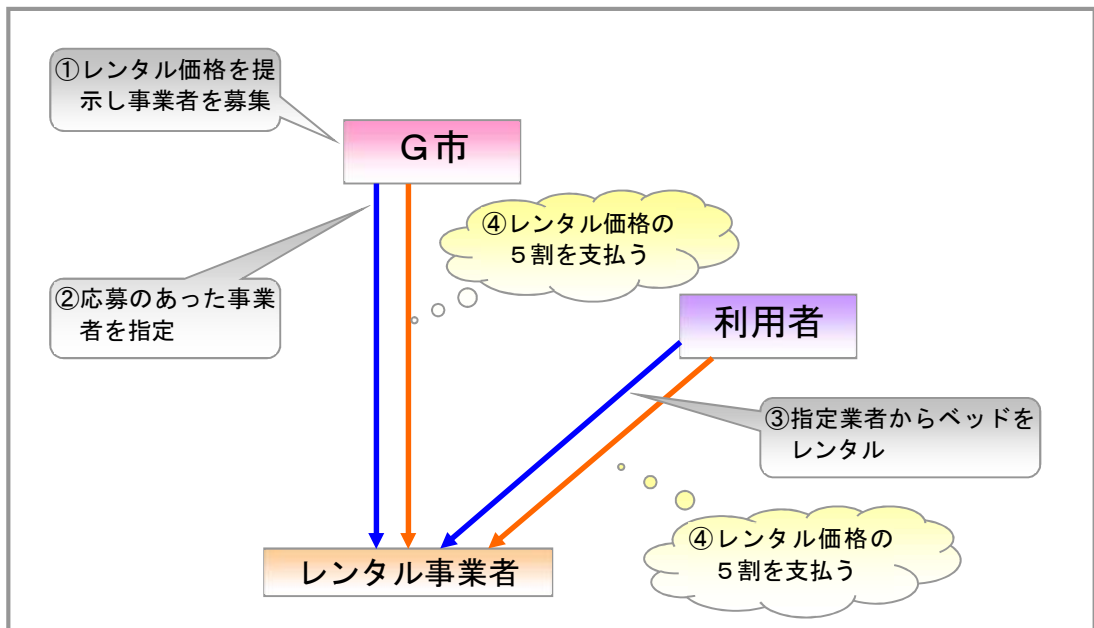
(医療・福祉①)

7 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について

市が、市民の特殊寝台（電動ベッド）のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格の上限額を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益になりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) G市では、平成18年度の介護保険法の改正により、軽度者に対する特殊寝台（電動ベッド）のレンタルが介護保険の給付の対象から外れたことに伴い、制度改正以前から利用していた住民に特殊寝台のレンタル費用の一部を助成することを検討している。
- (2) 従来介護保険制度の下で請求されていたレンタル価格はみな極めて高額であることから、限られた予算の中、低所得者も利用しやすい制度とするため、助成制度の仕組みとして、G市が助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額のうち一定額（5割を想定）の助成を行うこととし、G市が決定したレンタル価格に従ってサービスを提供してくれる事業者をG市が募り、G市において助成制度の適用対象となるレンタル事業者を指定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
- (3) なお、市が低所得者にも利用しやすいようなレンタル価格を設定することにより、一般レンタル価格や介護保険の請求額が低下する波及効果も期待できるものと考えている。また、G市における特殊寝台のレンタル価格は、事業者からのヒアリングなどを参考に設定したいと考えている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、制度改正前から特殊寝台を利用していた住民が引き続き特殊寝台を使用しやすくするために、G市が、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額の一部を助成する制度を設けるものである。
- (2) 特殊寝台のレンタル価格は、レンタル事業者が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない(行政指導ガイドラインはじめに、2(2))。

また、一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのように設定するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給するに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

- (3) 本件特殊寝台のレンタル価格については、個々の事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、G市が助成の対象となる特

殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することによって、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮が妨げられるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

一方、G市の限られた予算の中で、低所得者も利用しやすい制度にするためには、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格の設定自体は各事業者が自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

市が、市民の特殊寝台のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格を決定すること自体は事業者自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。